

富士見市プロモーションビデオ貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、富士見市プロモーションビデオ（以下「ビデオ」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出し)

第2条 ビデオは、次の各号のいずれかに該当する場合に貸出しを行う。

- (1) 市の観光振興やプロモーション事業に寄与すると認められる場合。
- (2) 公共的な目的で使用する場合。
- (3) その他、貸出しをすることが適当であると市長が認める場合。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、ビデオの貸出しは行わない。

- (1) 法令及び公序良俗に反する恐れがある場合。
- (2) 所有権若しくは著作権を侵害する恐れがある場合。
- (3) ビデオを直接、営利活動に使用する場合。
- (4) その他、貸出しをすることが適当でないとして市長が認める場合。

(申請)

第3条 ビデオの貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする日までに貸出申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、地域文化振興課へ提出しなければならない。

(貸出し期間及び返却)

第4条 ビデオの貸出し期間は、原則として2週間以内とする。

2 ビデオの貸出しを受けた者は、借用したビデオを現状に復するとともに、返却時に担当職員の確認を受けるものとする。

(利用料)

第5条 利用料は無料とする。ただし、貸出しを受けた媒体を紛失、破損等をした場合は、貸出しを受けた者が損害についての実費分を負担しなければならない。

(利用上の遵守事項)

第6条 貸出しを受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない

ない。

- (1) 申請した使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 第三者への転貸、複製及び改ざんをしないこと。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。